

群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例

平成二十九年十月二十日群馬県条例第三十二号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 人、情報及び技術の交流を促進する展示会、学術会議その他の催物の場を提供することにより、本県における産業、学術及び文化の振興を図るため、群馬コンベンションセンター（以下「コンベンションセンター」という。）を高崎市に設置する。

(業務)

第三条 コンベンションセンターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 展示場施設、会議場施設その他の施設、附属設備及び備品の提供に関する業務
- 二 前号に掲げるもののほか、コンベンションセンターの設置の目的を達成するために必要な業務

(休館日)

第四条 知事は、必要があると認めるときは、休館日を定めることができる。

(利用の承認)

第五条 コンベンションセンターの施設、附属設備及び備品のうち別表に掲げるもの（同表三の表に掲げるものにあつては、その全部又は一部を占用する場合に限る。以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、知事の承認を得なければならない。承認を得た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用を承認しないことができる。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 コンベンションセンターの施設、附属設備、備品等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 三 公益上やむを得ない必要が生じたとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、コンベンションセンターの管理上支障があると認められるとき。

3 知事は、コンベンションセンターの管理上必要があると認めるときは、第一項の承認（以下「利用の承認」という。）に条件を付することができる。

(目的外利用等の禁止)

第六条 利用の承認を得た者（以下「利用者」という。）は、当該施設等を承認を得

た目的以外の目的に利用し、又は他人に利用させてはならない。

(利用の承認の取消し等)

第七条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくは停止することができる。

一 偽りその他不正の手段により利用の承認を受けたとき。

二 第五条第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 第五条第三項の規定により利用の承認に付した条件に違反したとき。

四 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(原状回復義務)

第八条 利用者は、その利用を終了したとき(前条の規定による利用の承認の取消し又は利用の制限若しくは停止により施設等を返還することとなるときを含む。)は、直ちに施設等を原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第九条 コンベンションセンターの施設、附属設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、知事の認定に基づきその損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第十条 利用者は、別表に掲げる区分に応じた額の使用料を納付しなければならない。(使用料の減免)

第十一条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の返還)

第十二条 納付した使用料は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰することができる理由により施設等を利用することができなくなった場合は、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第十三条 知事は、法第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、コンベンションセンターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にコンベンションセンターの管理を行わせる場合(以下「指定管理者による管理の場合」という。)においては、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第四条に規定する休館日を定めることに関する業務

二 第五条に規定する利用の承認に関する業務

三 第七条に規定する利用の承認の取消し等に関する業務

四 コンベンションセンターの施設、附属設備、備品等の維持管理に関する業務

五 前各号に掲げるもののほか、コンベンションセンターの管理に関する業務のうち

ち、知事が別に定める業務

3 指定管理者による管理の場合における第四条、第五条及び第七条の規定の適用については、第四条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、あらかじめ知事の承認を得て」と、第五条及び第七条中「知事」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第十四条 知事は、指定管理者による管理の場合には、指定管理者にその管理する施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合においては、利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。この場合においては、第十条から第十二条までの規定は、適用しない。

3 利用料金は、別表に掲げる施設等の使用料の額に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内において、指定管理者が定める。この場合においては、同表に掲げる区分にかかわらず、施設等の利用の状況等に応じて、平日料金及び休日料金の区分その他の区分を定めることができる。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めようとするときは、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。承認を受けた利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

6 納付した利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由により施設等を利用することができなくなった場合は、この限りでない。

(規則への委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、コンベンションセンターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 知事は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第十三条第一項の指定及びこれに必要な手続を行うことができる。

3 知事は、施行日前においても、コンベンションセンターの利用の開始に必要な利

用の承認その他の準備行為を行うことができる。

4 附則第二項の規定により指定を受けた者は、施行日前においても、第十三条第二項に規定する業務の開始に必要な準備行為を行うことができる。

別表（第五条、第十条、第十四条関係）

一 展示場の使用料

区分	使用料	
	一日	時間外
全面利用	午前八時三十分から午後十時まで	入場料を徴収しない場合 一、三二〇、〇〇〇円
		入場料を徴収する場合 二、五四一、〇〇〇円
三分の二利用	午前八時三十分から午後十時まで	入場料を徴収しない場合 一、五四〇、〇〇〇円
		入場料を徴収する場合 一、六九四、〇〇〇円
三分の一利用	午前八時三十分から午後十時まで	入場料を徴収しない場合 七七〇、〇〇〇円
		入場料を徴収する場合 八四七、〇〇〇円
全面利用	時間外	入場料を徴収しない場合 一八八、二二〇円
		入場料を徴収する場合 二〇七、〇四〇円
三分の二利用	時間外	入場料を徴収しない場合 一二五、四八〇円
		入場料を徴収する場合 一三八、〇二〇円
三分の一利用	時間外	入場料を徴収しない場合 六二、七四〇円
		入場料を徴収する場合 六九、〇一〇円

注1 時間外とは、午後十時から翌日の午前八時三十分までをいう。

2 時間外に係る使用料の合計額は、一回の時間外の利用につき六十万円を上限とする。

3 時間外に係る使用料は、二日以上継続して利用する場合であつて、展示物、機材等の保管のために時間外において利用するときは、徴収しない。

4 入場料とは、入場料、会場整理費その他名称のいかんにかかわらず、催物一回について入場者が支払う対価をいう。

5 催物の練習、準備作業又は撤去作業のため、展示場を利用する場合（時間外に利用する場合を除く。）の使用料は、入場料を徴収しない場合の額に百分の七十を乗じて得た額とする。ただし、当該練習、準備作業又は撤去作業が催物の開催日と同日に行われる場合は、この限りでない。

6 利用時間がこの表に定める利用時間に満たない場合であっても、時間割による計算は、行わない。

7 この表に定めるもののほか、利用者は、規則で定めるところにより、展示場の利用に係る電気、ガス及び水道の実費相当額を納めなければならない。

二 メインホール等の使用料

交流室 C	交流室 B	交流室 A	応接室	小会議室		中会議室		大会議室		メインホール		区分	
				入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	午前	午後
円二、九七〇	円三、八〇〇	円五、二二〇	円七、五七〇	円九、六五〇	円八、七八〇	円三六、九一〇	円三三、五六〇	円七六、八二〇	円六九、八四〇	円一二六、三〇〇	円一一四、八六〇		
円三、三九〇	円四、三四〇	円五、九七〇	円八、六六〇	円一一、〇三〇	円一〇、〇三〇	円四二、一九〇	円三八、三六〇	円八七、八〇〇	円七九、八二〇	円一四四、三八〇	円一三一、二六〇		
円三、三九〇	円四、三四〇	円五、九七〇	円八、六六〇	円一一、〇三〇	円一〇、〇三〇	円四二、一九〇	円三八、三六〇	円八七、八〇〇	円七九、八二〇	円一四四、三八〇	円一三一、二六〇		
円八四〇	円一、〇八〇	円一、四九〇	円二、一六〇	円二、七五〇	円二、五〇〇	円一〇、五四〇	円九、五九〇	円二一、九四〇	円一九、九五〇	円三六、〇九〇	円三二、八一〇	利用一時間に つき	間

一室当たりの使用料

交流室 D	円 二、〇一〇	円 二、三〇〇	円 二、三〇〇	五七〇円
交流室 E	九四〇円	円 一、〇八〇	円 一、〇八〇	二七〇円

注1 午前とは午前八時三十分から正午までを、午後とは午後一時から午後五時までを、夜間とは午後六時から午後十時までを、その他の時間とは正午から午後一時まで又は午後五時から午後六時までをいう。

2 午前及び午後、午後及び夜間又は午前、午後及び夜間を連続して利用する場合のその他の時間の使用料は、徴収しない。

3 時間外に、一の表に掲げる展示場と同時にこの表に掲げる施設を利用する場合においては、一時間ごとの使用料は、その他の時間に係る使用料の額に百分の百十を乗じて得た額とする。

4 メインホールを三分の一又は三分の二に分割して利用する場合の使用料は、当該区分に応じた使用料の額にそれぞれ三分の一又は三分の二を乗じて得た額とする。

5 催物の練習、準備作業又は撤去作業のため、メインホールを利用する場合（時間外に利用する場合を除く。）の使用料は、入場料を徴収しない場合の使用料の額に百分の七十を乗じて得た額とする。ただし、当該練習、準備作業又は撤去作業が催物の開催日と同日に行われる場合は、この限りでない。

6 大会議室又は中会議室を二分の一に分割して利用する場合の使用料は、当該区分に応じた使用料の額に二分の一を乗じて得た額とする。

7 交流室 A とは面積が四十平方メートル以上の交流室を、交流室 B とは面積が三十平方メートル以上四十平方メートル未満の交流室を、交流室 C とは面積が二十平方メートル以上三十平方メートル未満の交流室を、交流室 D とは面積が十平方メートル以上二十平方メートル未満の交流室を、交流室 E とは面積が十平方メートル未満の交流室をいう。

8 使用料の額に十円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

9 一の表注1、3、4及び6の規定は、この表の使用料に適用する。

三 その他の施設の使用料

区分	一平方メートル 当たりの使用料
	午前八時三十分

		から午後十時まで
	ホワイエ、コンコース、展望ラウンジその他の一の表及び二の表に掲げる施設以外の屋内施設（以下「その他の屋内施設」という。）	一〇五円
屋外展示場その他の屋外施設		二六円

注1 時間外に、一の表又は二の表に掲げる施設と同時にその他の屋内施設を利用する場合においては、一時間ごとの使用料は、この表の使用料の額を十二・五で除して得た額に百分の百十を乗じて得た額とする。

2 一の表注1、3及び6並びに二の表注8の規定は、この表の使用料に適用する。

四 駐車場の使用料

区分		使用料
普通自動車、準中型自動車、小型特殊自動車	一台につき一時間まで ごとに	一〇〇円（一回の利用につき、供用時間ごとに五〇〇円を上限とする。）
大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車	一台につき供用時間ごとに	二、〇〇〇円

注1 自動車の区分は、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第三条に規定するところによる。

2 供用時間は、午前零時から午後十二時までとする。

五 附属設備及び備品の使用料

区分	使用料
附属設備及び備品	規則で定める額